

第1 審議会の結論

審査請求人による令和5年6月22日付けの保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対して、宮崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年7月24日付けで行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求

審査請求人は実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、審査請求人が夫とのもめ事で相談をした警察安全相談の書類（以下「本件保有個人情報」という。）を求める保有個人情報開示請求を令和〇年〇月〇日付けで行った。

2 実施機関の部分開示決定

実施機関は審査請求人に対し、本件保有個人情報について、法第78条第1項第2号、第7号及び同条第2項並びに宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第7条第2号ウに該当する情報を不開示とした上で、保有個人情報部分開示決定を行い、令和〇年〇月〇日付け保有個人情報部分開示決定通知書により通知した。

3 訂正請求

審査請求人は実施機関に対し、第2の2で開示された本件保有個人情報のうち、審査請求人の発言とされた情報（以下「訂正対象情報」という。）について、審査請求人以外の人物の発言が混在していること及び相談当時の事実と異なる内容であることを理由として、本件訂正請求を行った。

4 実施機関の不訂正決定

実施機関は審査請求人に対し、本件訂正請求について、事実には誤りがあると認められなかったとして、本件処分を行い、保有個人情報不訂正決定通知書により審査請求人に通知した。

5 審査請求

審査請求人は本件処分の取消を求め、令和5年10月16日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 相談時に審査請求人が発言した証言ではなく、見知らぬ証言が記載されており事実と異なる内容である。
- (2) 事実と異なる人物が記載されており、事実には誤りがあるとは認められなかったとする実施機関の調査結果に強い不当性を感じる。
- (3) 相談時及び審査請求時に対応した警察官の発言に違和感、不信感を覚えた。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、弁明書及び当審議会の調査において主張する本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件保有個人情報を作成した職員によれば、当時の備忘録が存在しないため確証はないが、審査請求人や関係者の話をまとめた上で本件保有個人情報を作成し、別の職員による内容の確認も行ったとのことである。
- (2) よって、本件保有個人情報の内容は事実であると認められるため、本件処分を行った。

第5 審議の経過

当審議会は本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年 7月 4日	諮問の審議を行った。
令和7年 1月15日	諮問の審議を行った。

第6 審議会の判断理由等

当審議会は、本件処分について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、実施機関が作成した警察安全相談処理票に記載された審査請求人に関する情報である。

警察安全相談処理票は、実施機関が県民から相談を受けた際に作成するものであり、犯罪を未然に防止し、県民の安全で平穏な生活を確保することを目的としており、相談者に係る氏名等の情報、相談内容及び当該相談に対する措置状況を記載している。

2 本件処分について

訂正・不訂正の審査について、法第92条では、「訂正請求に理由があると認める時は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定されている。「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、訂正請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいい、この場合、実施機関は、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正する義務を負う。

当審議会において、審査請求人より提出された資料を確認したところ、訂正対象情報の一部に当該資料との相違があることが認められるものの、当該資料のみにより特定の発言の真偽を判断することは困難であった。

また、その他の訂正対象情報についても、審査請求人及び実施機関より示された根拠では、当審議会において真偽の事実確認ができず、訂正対象情報が事実でないとはいえない。

さらに、当審議会が本件保有個人情報を確認したところ、本件保有個人情報に係る事案に対する実施機関の措置が終了し、審査請求人も実施機関の措置終了を承諾していることが認められた。

よって、本件訂正請求による訂正が本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものであるとは認められない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。